平成２７年（フ）第１０６号
栃木県大田原市佐良土1193番地
破産者　金森　拓美
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８４号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目３番９号
破産者　有限会社ピュアコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８５号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目７番６号、前住所
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目３番９号
破産者　坂本　敏彦
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２８８６号
北海道釧路市音別町本町１丁目23番地
破産者　株式会社石田商店
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２８８７号
北海道札幌市北区新川４条２丁目５―25―213
破産者　石田　和彦
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５７号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―５―611
破産者　相澤　　尚
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０９号
東京都新宿区四谷３丁目２番３号
破産者　トラスト・ＯＮＥ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１０号
神奈川県川崎市幸区幸町２丁目593番地
破産者　株式会社大越フーズ
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０８号
東京都品川区二葉４丁目25―17
破産者　金子　　稔
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１０号
東京都品川区二葉４丁目25―17
破産者　金子　　靖
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０６号
東京都武蔵村山市中原３丁目21番地の５
破産者　有限会社プラネット
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０７号
神奈川県川崎市多摩区登戸353　小泉第２コーポ203
破産者　熊沢　　勉
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３９１号
東京都千代田区岩本町２丁目12番８号
破産者　有限会社キンタイ制作出版社
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４０６号
東京都江戸川区南葛西５丁目１―１―302
破産者　津末　陽子（旧姓上野）
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１５号
東京都国分寺市本町２―21―６―202、住民票上の住所東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目31―22
破産者　大谷木竜二
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４８号
東京都練馬区北町２丁目35―14―304
破産者　星野　昌明
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９４９号
東京都練馬区北町２丁目35―14―304
破産者　星野　ヨキ
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１２７号
東京都渋谷区神宮前５丁目12番12号
破産者　有限会社メイド・イン・ワールド
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９５０号
東京都千代田区東神田２丁目６番９号　アルテビル東神田Ⅱ６階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区東神田２丁目６番９号
破産者　株式会社ＳＰマーケティンググループ
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１６１号
静岡県焼津市駅北１丁目２番３―702号
破産者　有限会社ＴＭ　ｗｏｒｋｓ
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１６２号
静岡県焼津市駅北２丁目２―20―311
破産者　松浦　剛士
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２０２号
東京都千代田区神田神保町１丁目64番地　黒政ビル302
破産者　株式会社芝総合設計
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部